

令和7年9月3日改訂

インフルエンザ及び新型コロナウイルスの出席停止について

昭和学院小学校

インフルエンザ

- ・「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」が出席停止期間です。
発症した日から数えると、**最低6日間**の出席停止が必要となります。（下記図参照）
- ・発症日は、インフルエンザの症状（突然の発熱・悪寒・関節痛等）が始まった日です。

発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日 以内	登校 再開 可能日	
発症	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 再開 可能日	
発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 再開 可能日

新型コロナウイルス

- ・「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」が出席停止期間です。
発症した日から数えると、**最低6日間**の出席停止が必要となります。（下記図参照）
- ・「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症	発熱	症状 軽快	症状 軽快後 1日目	症状 軽快後 2日目	発症後 5日 以内	登校 再開 可能日	
発症	発熱	発熱	症状 軽快	症状 軽快後 1日目	症状 軽快後 2日目	登校 再開 可能日	
発症	発熱	発熱	発熱	症状 軽快	症状 軽快後 1日目	登校 再開 可能日	

登校再開時の提出書類について

- 医師記載による「登校許可証明書」の提出は不要です。保護者様が「インフルエンザに関する出席停止届」または「新型コロナウイルスに関する出席停止届」を記入し、登校再開時に学校へご提出ください。
- 「インフルエンザに関する出席停止届」「新型コロナウイルスに関する出席停止届」は、ホームページ中央部分からダウンロードし、プリントアウトしてお使いください。